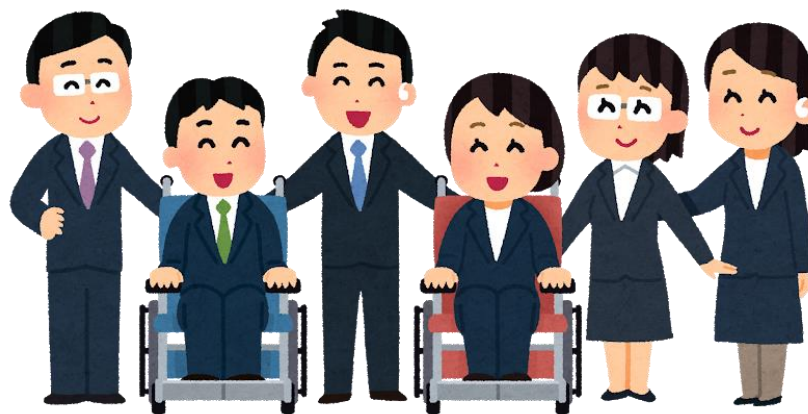


小野市障がい者活躍推進計画



令和2年9月

小野市

1 策定の目的

障がい者雇用を進める上では、障がい者の活躍推進が必要です。障がい者の活躍とは、障がい者一人ひとりが、能力を発揮できることであり、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、すべての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すことが必要です。

特に、公務部門における障がい者の活躍は、国の政策決定過程への観点からも重要です。ノーマライゼーション（障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方）、インクルージョン（包容）、ダイバーシティ（多様性）、バリアフリー（物理的な障壁のみならず、社会的、制度的及び心理的な全ての障壁に対処するという考え方）、ユニバーサルデザイン（施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方）等の理念の浸透に繋がり、政策だけでなく、行政サービスの向上の観点からも重要です。

また、障がい者の活躍を持続的に推進するため、労働、福祉、教育等に関する制度及び関係者等の連携も重要です。

これらを踏まえ、公務部門において、障がい者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36条）」による改正後の「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」第7条の3の規定に基づき、本市での障がいを持つ職員の活躍推進等を図るため、「小野市障がい者活躍推進計画」を作成するものです。

2 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

※計画期間内において、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 その他

本計画の策定にあたっては、本市全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、また、計画の作成に係る検討体制に各任命権者及び障がいのある職員が参画しており、かつ、機関ごとに目標の達成度や取組の実施状況を把握できることから、以下の各任命権者が連名で計画を策定します。

（市長部局、消防本部、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、教育委員会）

また、本市では実雇用率の算定において特例認定を受けているため、採用に関する目標について、合算して設定します。

4 目標及び評価方法

①採用に関する目標

「各年度6月1日時点で法定雇用率を上回る」ことを目標とします。

本市の障がい者雇用率の状況は以下の通りです。(令和2年6月1日時点)

法定雇用障がい者数の 基礎となる職員の数	障がい者の数 (障がいの等級等による換算後)	実雇用率	法定雇用率
476.5人	10人	2.10%	2.50%

令和2年6月1日時点において、実雇用率が法定雇用率を下回っているため、計画的な採用により、各年度法定雇用率を上回ることを目標とします。

【評価方法】

- ・ 毎年の任免状況通報により把握、進捗管理していきます。(毎年6月1日時点、※ただし、令和2年度においては10月1日時点の数値で評価します。)

②定着に関する目標

安心して働ける環境づくり等を通じ、「不本意な離職を極力生じさせないこと」を目標とします。

【評価方法】

- ・ 毎年の任免状況通報等を元に定着状況を把握し、前年度採用者の定着状況を把握、進捗管理していきます。

5 目標達成に向けた取組

○組織体制の整備

- ・障がい者の雇用と安定を図るため、総務課長を障がい者雇用推進者に選任する。
- ・障がいのある職員の相談窓口として、人事係長を障がい者職業生活相談員に選任する。
- ・組織外の関係機関（兵庫労働局、職業安定所、その他障がい者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間で情報を共有する。

○職務の選定及び創出

- ・現に勤務する障がいのある職員や今後採用予定の障がい者の能力や希望を踏まえ、適宜、面談や人事評価を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。

○環境整備及び人事管理

- ・新規に採用した障がいのある職員については、定期的に本人及び所属長と面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。（年3回以上）
- ・募集、採用にあたっては、特定の障がいに限定しない。
- ・時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- ・障がいのある職員が配属されている部署を中心に、年に1回以上、兵庫労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の各種研修や講座の受講案内を行い、参加を募る。